新宿区

災害時要援護者名簿登録者の方へ

防災ラジオ無償貸与のご案内

災害時等に区からの緊急放送をご自宅で聞くことができる防災ラジオを、災害時要援護者名簿登録者に無償で貸し出します。災害時等の情報取得手段の一つとして、是非ご活用ください。

対　象　者

◎　新宿区災害時要援護者名簿に登録している方
※ラジオの貸与は１世帯１台まで

ラジオの特徴

◎　区が発信した防災に関する情報を音声や文字で放送します。
◎　直前に受信した放送内容を繰り返し聞き直すことができます。
◎　単三電池３本を入れておけば、停電時でも使用できます。
◎　普段はFMラジオ放送を聴くことができます。
◎　FMラジオ放送を聴取中でも、区が発信した情報が優先して流れます。

ラジオの種類	防災ラジオ（標準型）	防災ラジオ（文字表示機能付き）
ラジオの写真		※文字表示機能付きは聴覚障害者又は音声の聴取が困難な方にのみ貸し出します
ラジオの大きさ（アンテナ除く）	幅18cm×高さ11cm×奥行4cm	幅18cm×高さ13cm×奥行6cm

緊　急　放　送　の　例

①　緊急地震速報（地震が来る前）
②　国民保護情報（ミサイル攻撃など）
③　気象警報・特別警報
④　土砂災害警戒情報
⑤　避難情報（緊急安全確保、避難指示等）
⑥　その他（区からの緊急情報）
⑦　定時放送（夕焼け小焼け）

申請から受取りまで

申請	「新宿区防災ラジオ貸与申請書」を郵送又は直接、危機管理課に提出してください。 ※代理人による申請も可能です。
決定	区での審査後、防災ラジオの受渡場所及び受取期間を記載した「新宿区防災ラジオ貸与決定通知書」をお送りします。
受取り	受取期間内に指定の受渡場所の窓口で、①「新宿区防災ラジオ貸与決定通知書」と②本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証など、住所と氏名がわかるもの）をご提示いただき、窓口でご記載いただく受領書と引き換えに防災ラジオをお渡しします。 ※代理人による受取りも可能です。

※「新宿区防災ラジオ貸与申請書」は以下の窓口で配布および新宿区ホームページにて公開しています。

新宿区役所（本庁舎２階）　地域福祉課、障害者福祉課、高齢者支援課
（本庁舎４階）　危機管理課
（第二分庁舎分館）　健康政策課、保健予防課
（第二分庁舎分館分室）　健康づくり課
区立防災センター、各特別出張所、各保健センター、障害者福祉センター、各高齢者総合相談センター

新宿区ホームページURL
http://www.city.Shinjuku.lg.jp/anzen/kikikanri01_000001_00119.html

新宿区ホームページURL
二次元コード

そ　の　他

◎　防災ラジオの設置に要する電気料及び電池交換（単三３本）は自己負担となります。（通信料はかかりません）
◎　使用者の故意又は過失による故障は、修理費をご負担いただく場合があります。
◎　貸与期限はありませんが、区外への転出又は防災ラジオが不要になった場合は速やかに区へ返却してください。
◎　防災ラジオの運用は令和５年４月１日から開始します。

〒160-8484
新宿区歌舞伎町1-4-1
新宿区　危機管理課
「防災ラジオ」担当　行

郵送の際に封筒に貼ってお使いください。

☎ 問合せ申込先
新宿区危機管理課（新宿区役所本庁舎４階）
〒160-8484　新宿区歌舞伎町１－４－１
電話（5273）3874／FAX（3209）4069